

新宿区議会議員政治倫理条例第14条第4項の規定により、新宿区議会議員政治倫理審査会（令和7年度第1回から第4回）の審査結果の報告の概要について、以下のとおり公表します。

また、条例第16条第3項に基づき、被請求議員から審査結果について弁明書が提出されましたので、同条第4項の規定により、併せて概要を公表します。

令和7年12月19日

新宿区議会議長 渡辺 清人

### 審査結果の報告の概要

審査結果は、条例第8条（人権侵害のおそれのある行為の禁止）に違反する行為があったとはいえないとするもの

令和7年7月17日付で、新宿区議会議員政治倫理条例第13条第2項（条例第8条違反行為の疑い）に基づく審査請求書が提出され、これを受け政治倫理審査会が開催されました。なお、請求内容の審査は非公開で行われました。

請求の趣旨は、被請求議員からの言動や態度により尊厳を傷つけられた等というものです。審査の結果、この審査請求については、「被請求議員から請求人に対する条例第8条に違反する行為があったとはいえない。しかしながら、本件審査請求の契機となった被請求議員の言動については、議員の品位という観点から問題であり、被請求議員には猛省を求める必要がある。また、区議会に対して、個々の議員の行動が議会全体に影響を及ぼすことを十分自覚し、議員の責務を果たし、品位を持って行動するよう要請すること、政治倫理やコンプライアンスに関する研修を実施する等、具体的な取り組みを実施すること、条例第8条の違反を根拠とした条例第13条第2項に基づく請求の取扱いや、同項に基づく請求の審査の公開についての規定など、新宿区議会議員政治倫理条例関係例規の見直し等を行うことの3点を勧告する」との報告が、令和7年10月28日に議長へ提出されました。

### 被請求議員の弁明書の概要

本件、新宿区議会議員政治倫理審査会で、私の政治倫理基準違反の事実は認められず、審査請求は却下相当でした。現状の新宿区議会議員政治倫理条例は、誰でも議員のプライベートな内容に関して請求が可能であり、問題があると考えています。一方、本件審査に携わられた方にはご迷惑をお掛けしましたので、今後の議員活動においては、自身の言動を省みて、品位ある言動を心がけていきます。